政策金融改革における公営企業金融公庫の改革について

○「政策金融機関改革について」

（平成 17 年 11 月 28 日自由民主党政策金融機関改革に関する合同部会）

２．分野別各論
（３）公営企業金融公庫分野
●地方自治体の共同債券発行機能であることから、政策金融の外に出し、地方自治体が共同して機能を担うべき。共同債券発行機能を十分に果たすため、必要な財務基盤を確保する等の移行措置を講じる。

○「政策金融改革の基本方針」（平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議決定）

２．政策金融の各機能の分類
（３）公営企業金融公庫分野
①　地方公共団体の共同債券発行機能であり、政策金融スキームで行う必要はなく、撤退する。
３．新組織のあり方
（１）政策金融から撤退するもの
③現行公営企業金融公庫
・廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する。

○「政策金融改革について」（平成 17 年 11 月 29 日政府・与党合意）

政府・与党は、「政策金融改革の基本方針」（平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議決定）に加え、以下の４項目を合意する。
３．公営企業金融公庫については、必要な財政基盤を確保する等廃止に向けた一定の移行措置を講ずる。

○「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）

１　政策金融改革
（２）政策金融の各機能の分類
　ウ　公営企業金融公庫分野
　　地方公共団体の共同債券発行機能であり、政策金融のスキームで行う必要はなく、撤退する。
（３）新組織のあり方
③現行公営企業金融公庫
（ｱ）　廃止し、資本市場等を活用した仕組みに移行する。
（ｲ）　必要な財政基盤を確保する等廃止に向けた一定の移行措置を講ずる。
（４）その他留意事項
　ア　組織の再編や民営化等に当たっては、資産・負債の厳密な評価（デューデリ）を実施し、不要なものは売却又は国庫返納する。
　イ　政策金融改革により、現に貸付等を受けている者及び発行債券の所有者に弊害が発生しないようにする。

○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案の概要」（平成 18 年 2 月 10 日政府行革推進本部・持回り了承）

第２　重点分野及び重点分野における改革の基本方針等
１　政策金融改革
(6) 公営企業金融公庫は、平成２０年度において、廃止する。政府は、資本市場等を活用した仕組みを構築し、その仕組みのために必要な財政基盤の確保のための措置を講ずる。

○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案」（平成 18 年３月 10 日閣議決定）

（公営企業金融公庫の在り方）
第七条　公営企業金融公庫は、平成二十年度において、廃止するものとし、地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させるものとする。
２　政府は、前項の移行の後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるものとする。

詳細な制度設計に向けた論点整理
（H18.3.31 政策金融改革推進本部了承）

【公営企業金融公庫関係】

１．資本市場等を活用した仕組みの在り方

・　移行後の仕組みについて、地方公共団体のための債券発行機能の仕組みのあり方等をどのように考えるのか（制度化の必要性、仕組みの担い手等）。

２．廃止に向けた移行措置の在り方

・　移行後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置をどのように考えるのか。

・　既存の債権者・債務者への弊害をどのように回避するべきか。

３．その他

・　資産及び負債の厳正かつ詳細な評価及び現行の公営公庫の廃止に伴い、不要な資産の国庫への帰属については、どのように進めるべきか。